

## 大田区こども誰でも通園制度（おててひろば）の利用に関するポリシー

令和8年3月31日

（趣旨）

第1条 本ポリシーは、大田区こども誰でも通園制度（おててひろば）の利用時間の内、初めの月10時間分の利用時間枠について、利用時間枠の消費に関わる取り決め、予約のキャンセル及び延長利用の取扱いについて定めるものです。

（定義）

第2条 本ポリシーにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- （1）制度とは、大田区こども誰でも通園制度（おててひろば）をいいます。
- （2）施設とは、制度の実施場所となる保育施設をいいます。
- （3）利用者とは、制度を利用する児童の保護者をいいます。
- （4）利用時間枠とは、国の制度で定められている1月当たりの初めの10時間分の利用時間をいいます。

（本ポリシーの適用）

第3条 利用者と施設との間で交わされる制度の利用に係る契約（利用者による制度の利用申込みに対し、施設が承諾することにより成立するものをいいます。以下同じです。）が成立した時点で、本ポリシーが定める取り決めが適用されます。

（利用時間枠の消費）

第4条 利用時間枠は、契約において予約をした利用時間（以下、「予約時間」といいます。）のとおり消費されます。

（事前キャンセル等の取扱い）

第5条 利用日の変更又は利用予約のキャンセルをする場合は、予約をした施設に対し、速やかに、こども誰でも通園制度総合支援システムまたは電話等による連絡により、予約日の前日（土日祝日及び12月29日から1月3日を含む。）までに、キャンセルの手続きを行います。なお、電話等による連絡は、施設の受付時間内に行うものとし、

- 2 前項の規定に基づき適切にキャンセルの手続きを行った場合、利用時間枠は消費されません。

（当日キャンセル等の取扱い）

第6条 児童の体調不良等により利用日当日の午前0時以降にキャンセルをした場合又は予約をした施設に連絡することなく制度を利用しなかった場合は、制度を利用したものとみなし、利用時間枠は予約時間のとおり消費されます。

- 2 利用日当日において、利用開始時刻に遅れた場合又は利用時間を短縮する場合であっても、利用時間枠は予約時間のとおり消費されます。

（送迎時間の厳守）

第7条 利用者は利用開始時刻及びお迎えの予定時刻を厳守してください。

- 2 利用開始時刻又はお迎えの予定時刻に遅れる場合は、必ず利用する施設に電話で連絡をしてください。

（延長利用に係る料金）

第8条 お迎えの予定時刻に5分以上遅れて制度を利用した場合は、30分単位で切

り上げた利用時間枠が消費されます。

2 1月当たりの利用時間枠を超えた場合、利用施設の規定に基づき、当該施設が定める料金を支払うものとします。なお、大田区民は、同一の施設で10時間全てを消費した場合、残り150時間までは無償（区が負担）となります。

3 次回以降の予約がその月における利用時間枠を超過する見込みの場合は、事前に次回以降の利用時間の変更について利用予約している施設へ相談することができます

（無断キャンセルと延長利用に関する取扱い）

第9条 予約をした施設に連絡することなく制度を利用しない、度重なる延長利用といった行為を繰り返す場合は、施設及び他の利用者への迷惑となるため、施設の判断で今後の利用をお断りすることがあります。

付 則

このポリシーは、令和8年3月31日から施行する。